

総務常任委員会会議録

令和4年12月14日

宮古市議会

令和4年12月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(12月14日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)～(4)	3
付託事件審査(5)～(7)	13
付託事件審査(8)	25
付託事件審査(9)	26
付託事件審査(10)	26
閉 会	27

※付託事件(1)～(4)及び(5)～(7)は一括審査

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時
場 所

令和4年12月14日（水曜日） 午前10時
議事堂 議場

事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第10号 宮古市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第11号 宮古市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (3) 議案第12号 宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例
- (4) 議案第13号 宮古市職員の高齢者部分休業に関する条例
- (5) 議案第15号 宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 議案第16号 宮古市情報公開・個人情報保護審査会条例
- (7) 議案第17号 宮古市情報公開条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について
- (9) 議案第22号 字の区域の変更について
- (10) 議案第23号 字の区域の変更について

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	鳥 居 晋 副委員長
畠 山 智 章 委 員	古 館 博 委 員
中 嶋 勝 司 委 員	田 中 尚 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	

欠席委員（0名）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1) (2) (3) (4)

総 務 部 長 若 江 清 隆 君 総 務 課 長 盛 合 正 寛 君

総 務 課 主 任 堀 合 北 斗 君

(5) (6) (7)

総 務 部 長 若 江 清 隆 君 総 務 課 長 盛 合 正 寛 君

副主幹兼行政係長 吉 濱 賢 寿 君

(8) (9) (10)

企 画 部 長 多 田 康 君 企 画 課 長 箱 石 剛 君

企画調整係長 中 村 尚 道 君

議会事務局出席者

局 長 佐々木 雅 明 次 長 前 川 克 寿

議会庶務事務員 中 村 奈津希

開 会

午前10時分00開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、付託事件審査10件となります。議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。

付託事件審査（1） 宮古市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

付託事件審査（2） 宮古市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

付託事件審査（3） 宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例

付託事件審査（4） 宮古市職員の高齢者部分休業に関する条例

○委員長（松本尚美君） 議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みですが、議案第10号から第13号に係る補足資料が提出されておりますので、当局の説明を求めます。

若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい。おはようございます。

それでは着座にて説明させていただきます。議案第10号、第11号、第12号及び第13号は、地方公務員法の改正に伴い、当市におきましても定年延長制度等を導入するため、提案いたしました条例議案でございます。各条例議案をご審議いただく前に、本日提出いたしました資料により、定年延長制度の全体的な概要につきましてご説明させていただきます。説明につきましては、総務課長より行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、それでは私のほうから説明させていただきます。

高度化、複雑化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識・技術・経験などを継承していく必要がございます。令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から定年が段階的に65歳まで上げられることとなり、地方公務員法も改正されたところでございます。これを受けて、定年延長制度の導入に関する関連4条例につきまして、本定例会議に上程いたしましたところでございます。

それでは補足資料の1ページをご覧ください。大きな1番、実施時期でございます。こちらは令和5年4月1日からとなります。大きな2番、定年延長の実施に伴う60歳以上の職員の取扱いでございます。大きく5項目に分けてご説明いたします。まず（1）定年年齢の段階的な上げでございます。①現行60歳の定年年齢を段階的に上げ、最終的に令和13年度から65歳となるものでございます。②段階的な上げ期間中は、定年から65歳までの職員について、現行の再任用制度を暫定制度として維持してまいります。（2）管理監督職上限年齢制の導入です。組織の活力維持、新陳代謝の促進のため、管理職員は副主幹級以下に降格させる役職定年制を導入するものでございます。（3）管理監督職上限年齢制の適用除外です。①国の技術的助言におきまして、特別なプロジェクトの継続が必要な場合や、特殊技能が必要で欠員補充が困難な職がある場合には、引き続き同一の職のまま勤務させることができるとされているところでございます。60歳に達し、降格すべき管理職につきまして、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる特別な事由に該当する場合、

3年間を上限として1年単位で引き続き同一の職のまま勤務させることができると規定するものでございます。あくまで特別な取扱いになるものと捉えているところでございます。(4)60歳に達した職員の給与でございます。①60歳到達時、副主幹級以下の職員の給与は次の年度、給料表の号級に応じた給料月額の7割支給となるものでございます。②60歳到達時、管理職または主幹であった職員は、降格直前の給料月額の7割支給となるものでございます。③国家公務員におきましては、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止となっており、自治体には同様の措置が求められているところでございます。宮古市ではこの措置を見送る判断をしておりますが、今回、定年延長制度を導入を機に50代後半層における給与水準の上昇を抑えるため、60歳以上の職員につきましては、標準の勤務成績では昇給しないという措置を講ずることを規定するものでございます。

資料2ページをご覧ください。(5)60歳以上の職員の多様な職業生活設計の支援でございます。①職員手当につきましては、60歳定年を理由とした退職と同等に算定し、退職時に支給されることとなります。②60歳以降の職員には、一旦常勤職員を退職した上で、従前の勤務実績などにに基づき選考により任用する、定年前再任用短時間勤務制度を導入いたします。③常勤職員の身分のまま1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、15分を単位として休業を取得できる高齢者部分休業制度も導入し、多様な働き方の選択肢を確保してまいります。2ページ中段には、管理監督職上限年齢制の導入にともなうイメージを記載しました。また3ページには、定年の段階的引上げに係るスケジュールを添付いたしております。定年延長制度の導入についてのご説明となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松本尚美君) はい。説明が終わりました。

それでは、議案の審査に移ります。審査は1件ずつ行います。

議案第10号、宮古市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、を議題といたします。質疑のある方、挙手願います。竹花委員。

○21番(竹花邦彦君) 今、委員長のほうからは、第10号、その次の給与等の関係も絡むんですが、よろしいですか。

○委員長(松本尚美君) 今、私もちょっとそこ頭をかすったんですね。補足説明の資料は全般に関わっているもので、どう扱うかなあということなんですが、どうしますか。ルールとすれば、議案ごとについてということにはなるんですけども、10号から13号、補足説明に関連、全体的になるものですから、全体で扱いますか。討論以後につきましては個別ということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

はい、竹花委員。

○21番(竹花邦彦君) まずあの、今回の議案の第10号から13号、職員の定年延長に関わる議案が提案をされているわけですが、まず最初に確認をする意味でお伺いをさせていただきたいと思いますが、当然この条例につきましては、国が示したその定年延長制度に伴って、従来ですと条例準則みたいのが示されて、今回の場合も国が示した条例案に沿って宮古市でも条例提案がされている。こういう理解をいたしております。そういう意味では、県内及び全国の自治体でも、宮古市職員の定年延長制度、それに伴う条例と同じ内容のものが提案をされているというふうに理解をするわけですが、確認の意味でそういうふうに理解をしていいかどうかという点をまずお伺いをさせていただきたいと思います。

○委員長(松本尚美君) 盛合総務課長。

○総務課長(盛合正寛君) はい。竹花委員ご指摘のとおり、国の法改正に伴いまして、県内同等の取扱いにな

るものと捉えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） はい。その上で県内はもちろん、全国の自治体で市が提案をしている条例と同じ内容のものだと。それを確認した上で、少し私が疑問に思っているのは、言わば給与水準が70%、7割措置にするということなわけですね。ご案内のように、地方公務員給与については職務給の原則が一つあります。つまり、その仕事の内容と職務と責任の度合いに応じて、給与が決定をされる。この職務給の原則、そしてもう一つは、均衡の原則もあるわけですね。他の自治体あるいは民間給与等様々、こういったものに基づいて、地方公務員については、原則的には給与決定をしますよという仕組みになっているわけ。

しかし、60歳を超えて定年延長に入る職員については、降任等の問題はあるわけですが、仕事内容的にどう変わるのかといったときに、当然私が言っているのは、部課長の皆さんがね、降任措置をされて、当然、なんていいですか、給与が変わってくるということを理解します。当然そういった降任とかの場合は、給料が下がるというのは理解をする。しかし、監督職、部課長以外の者にとっては、逆に言うと現実には、従来と同じような職に就く人もあるわけですね。わかりやすい話でいくと、現業職なんかはそうなわけですね。つまり管理監督職に就かないで定年を迎える。60歳以降も引き続き同じ仕事をすると。こういう状況が当然、出てくる。そういう意味からすると、70歳、失礼、70%措置をするというのは、こうしたことを考える場合どうなのかなという、私は率直に疑問に思うわけであります。これについては市としてどう考えている。当然これは国のほうのね、措置に基づいての条例だと重々承知をしていますけれども、このところは本当にそういった意味では職務給の原則等に反しないのかという、私は矛盾が生じるのではないかというふうに思いますが。この点については市としてはどうお考えでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、竹花委員ご指摘の部分につきまして、一部そのように感じる部分があるかとは思いますが。国の技術的助言におきまして、年数、職務給の原則に反するというようなご指摘もございましたけれども、給料表について見ると、同一の職務の級の中でも一定の幅が設けられておりまして、勤務時間、諸条件を考慮して、同じ職務と責任を有する職員間で、その額に差が生じることは予定されている部分があるかと思えます。高齢期の職員につきましては、経験知というものを後輩職員に伝えていただきたいと思っていました。健康上の面とかも絡む部分あるかと思えますけれども、そういった経験知を後輩職員に伝えていただきたい。そういった部分で、高齢期の職員の職務状況を確保していくという趣旨の観点から、今回の改正、定年延長制度の導入に至っているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 今の盛合課長のお話は、当然定年延長に伴って、言わば後輩にね、しっかりと仕事を伝えていく、様々そういう役割はもちろんそうだというふうに思うんですが、だから給与水準という点では、いずれにしても、管理監督者ではない方が、60歳を超えて働くという場合についても、つまり、従来と全く同じ仕事をするんだけれども、給料はやっぱり70%になるんだよという、こういうことですね、簡単に言っちゃうと。つまり、課長や部長の方々は、役職定年制で降任はすると。当然これはある意味では、従来の職務と違った形になりますから、そこは給料が減りますよということは理解がつくわけです。しかし、そういう役職等も変わらない、仕事内容も同じだという場合に、7割措置をされるということについて、さっきも言ったように、どうなのかなという思いが私にはあります。しかし現実にはそういった職員についても、7割措置をする

ということなんでしょ、こういう理解ですよ。だからここについては、どういう根拠というか、どういう考え方に基づいて、そういった職員についても、7割措置をされるのかというところがちょっと私はね、なかなか理解が出来ないところだと。ここの説明、そういった意味では求めているわけですが。

○委員長（松本尚美君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい。ただいまご質問ございました職務給の原則、あるいは均衡の原則、平等取扱いの原則ですか。この辺の部分でございます。まず、職務給の原則につきましては、委員ご案内のとおり、仕事の内容あるいは責任等に伴ってという部分でございます。先ほど総務課長がご説明しましたように、給料というのには、同じ級であっても幅があるというところがございます。

そしてあとは情勢適応の原則というのがございます。社会一般の状況・情勢に適応するように変更していかなければならないということで、この60歳を超える職員の給料月額がこの7割措置というところについてはですね、現行制度の考え方も踏まえつつ、現時点の民間給与における高齢期雇用の実情を考慮して、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考にして、当分の間の措置として設定したものであるというような考え方でございます。将来的には所要の措置を順次講じていくと。当分の間の措置というのは、これ議案提案の説明でありましたように、段階的に引上げていって最終的には令和13年度に完成するわけですが、その頃までをめどに所要の措置を講じるというところがございます。そしてまた、平等取扱いの原則から言えば、繰り返しにはなりますが、現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮して、再雇用の従業員も含む、給与水準等全体の水準を考慮して考えたところであるというところで、平等取扱いの原則にも反するものではないと考えているところがございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 若江部長がおっしゃっているのは、国がそういう説明をしているということなんだというふうに、今の民間企業等における、つまり60歳以降の給与水準が、言わば70%、現役のときの70%相当水準で、言わばそういった実態にあるよというところを踏まえて、公務員給与についても70%相当にすると。そういうふうに私には聞こえてくるというか、そういう理解なんだろうなというふうに思います。そういった点と、それはあくまでも当面の措置だと。今回導入する際は70%が当面の措置である。したがってこれからは、状況によっては当然そういう水準が変わり得ることもありますよということなんだろうというふうに思います。

ただ、いずれにしても条例内容についてはね、私も理解はしているつもりですけども、そういった意味からすれば、本来の公務員給与の原則からいって、やっぱりどうなのかという問題点はね、ここはやっぱり私は、さっきも言ったように原理的に、先ほどわかりやすいように現業職、運転手してる方々とか学校用務員の方々、こういった方々について、別に管理監督者に今あるわけではない。しかし、60歳以降も仕事内容は同じ仕事をしていくということになるわけですから、同じ仕事をしながら給与は7割になりますよというところについてはね、やっぱり矛盾は生じてくるんだろうというふうに思うんですね。ぜひこのところは、条例について私もやむを得ないというふうに理解をしますけれども、そこの点については、そういう一つ矛盾をはらんでいるということは指摘をしておきたいというふうに思います。委員長、次です。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） それからもう一つは、言わばその役職定年制の問題です。この説明資料でも管理監督職上限年齢制の適用除外というのがあるわけです。つまり、特別な事由がある場合については、原則は管理監督者については降任をするんだけど、特別な事由がある場合については引き続き管理監督者に置きますよ

ということなのですよ。で、説明資料では特別な事由とか特別なプロジェクトの継続が必要な場合、職務の特殊性により特別な技能が必要な場合、こういった形で示す。ここのこれについては、任用は多様はしませんよと書いてあるわけですが、この特別なプロジェクトというのは、こういったものが考えられますか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 今年度の経営方針におきまして、宮古市では三つのプロジェクトを大きな柱として据えております。一つはコロナ対策、一つはエネルギー対策、もう一つが公共交通と、三つの重点施策を掲げていると思います。そういったものが特別なプロジェクトという形で考えられると認識しておりました。

○委員長（松本尚美君） すいません、盛合課長。三つの、エネルギー、公共交通、もう一つなんでしょう。ああ、コロナ対策。

竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） ということになれば、これが今後も、今、コロナ対策、それから公共交通、再生可能エネルギー、このプロジェクトがこれからも続いていくといった場合については、仮にそこに管理監督者がいて60歳を迎える60歳以降も、そこについては今後もあり得ることだという理解をするわけですが、そういう理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。あくまでそういった部分が想定されるということで捉えているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 職務の特殊性により特別な技能が必要な場合というのは、これはどういう内容になりますか。特別な技能、ここで想定をされるものはありますか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。現時点では具体的なイメージはとらえかねているところでございます。あくまで特別なプロジェクトという部分が、宮古市では該当してくるものかなあととらえております。

○21番（竹花邦彦君） 終わります。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。

田中委員。

○20番（田中尚君） ちょっと資料をやったりとったりがわからないので、記憶の範囲で質問することを許していただきたいと思うんですが、この標準の勤務成績という用語が出てまいりました。この標準の勤務成績、いろいろ途中の文章あるんですが、昇給しない、こういうふうな条例として提案いただいているように、目を通していただいた記憶があります。

ここで言う標準の勤務成績っていうのはですね、普通、勤務時間、そのほかに業績というかですね、その職員の職務遂行能力等々も私は常識的には考えるんですが、正確に理解するためにですね、ここで求めております標準の勤務成績の内容について、ちょっと知りたいなと思っておりましたので、そこだけもうちょっと理解がいくようにですね、簡単に言うと標準の勤務成績を満たさないものは昇給しないっていうふうな宣言になっているわけですね、これはある意味その言葉だけとらえると、常識的な理解も出てくるわけでありすけれども、標準の勤務成績とはどういうふうなもので、どういう選考基準があるのかというのがちょっと疑問としてありますので、その点についてだけ伺いたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 国家公務員であれば、人事評価につきまして給与等に反映させているところがございます。宮古市につきましてはまだ、給与等にそういった部分を反映させていないということです。現在の状況につきましては、勤務期間、休暇等を取得していないとか、そういった部分が算定の根拠になってくるかと思えます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） そうしますと今回の条例改正に伴ってこういう文言が整備されるわけでありすけれども、従来の宮古市の職員の給与支給に当たってはですね、そういうものはないというふうに今の総務課長の答弁を理解するわけですが、そういうことで間違いはないわけですね。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、あくまでもまだ人事評価制度につきまして、給与等に反映しておりません。ですので先ほど申しましたとおりの答弁になります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） それからいろいろこう図表もいただいています。参考資料を見ますとですね。要は令和13年度までの経過措置ということでありまして、そういう過程の中で、現行の再任用制度を継続する職員と、それからいわゆる併用の期間、さらには暫定再任用職員という用語も出てきております。

問題は、この65歳の言わばその国で定めております公務員の定年の年齢に向けての経過措置ということの中で、これはあくまでも当該する職員の方々の選択制によるものという理解をしてるんですが、そうは言っても、先ほどプロジェクトの問題がございましたし、宮古市の業務の遂行上ですね、この辺の言わば予測といえますかね、一方においては現役の職員の皆さんのそういう部署で活躍できる、言わばその昇格も残されていると思うんですよね。採用政策の中では、職員の。ですから、確かにこの定年までブランクがある。つまり退職することによって決まった収入がなくなる。これは本当言うとはですね、年金の支給絡みとの問題での一つの矛盾の解消策として出てるっていう側面も私はあると理解してるんですが、そうなったときに、おおむねこの条例の中で今後の職員の言わば見通しっていうものはお持ちなんじゃないかな、ということだけ伺います。言わばシミュレーションですね。

例えば、今年度8人、60歳に達した。この方で例えば民間で採用される方も、もしかしたら出てくるかもしれない。いろんなケースがあるんです、再就職に関しては。引き続き市の職員としてその経験を活かしていただいてですね、次の職員の皆さんにしっかり引き継いでもらう、両方あるような形で私は伺っているんですが、一体この描けるものでしょうか。採用計画にも影響が出てくるんじゃないかなって気もしますよね。その辺もし、おありかどうかということだけ伺います。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、田中委員のおっしゃったとおり、今後の見込みにつきましてはまず、毎年度そうすけれども、定年退職を迎える方々の意向が重要視されると思っております。当然その意向につきましては、その年、その方、一人一人の判断という形になってまいります。ですので継続して勤務していただけるというものを念頭に置きながらも、当然、次のステップを踏みたい、次のステージに進みたいという意思を持つ職員の方々もいらっしゃると思いますので、その部分も踏まえながら、新採用職員につきましては、例えば今年度末の定年退職者は、あ、来年度末か、定年退職がないという状況にありますが、継続的に新規採用者

は採用していきまして、あくまで定年年齢制の導入につきましては、制度の導入につきましては、若手職員の昇進機会を確保して、組織の新陳代謝を上げて活力を維持していくという部分で制度設計していきたいと考えているところでございます。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。はい。あとございますか。

ないようですのでちょっと私のほうからお願いします。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 今、田中委員も若干触れましたけれども、私もちょっと気になってるのがですね、やっぱり年金の受給、いわゆる満額の受給年齢がどんどんどんどん上がっていくと。今は65ってということで、何か、国とすればこれは70ぐらいまでこういくっていう流れもね、あるようですけれども。やはりそういったものの影響っていうのは、今回大きいのかなというふうに思うんですが、率直にどうなんですか。そういう影響が大きいという分析っていうのかな、評価をしていますか。

○副委員長（鳥居晋君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） そのマクロ的というか、より大きい観点で申し上げれば、こういう定年延長というのは少子高齢化が進んで、生産年齢人口が減少していると、その一方で総務課長が冒頭申しましたように複雑高度化、行政課題も複雑高度化しております。本当に様々な、地方創生ということで様々な取組も求められるようになっております。その中でいかにして働き手を確保していくか、そして職員が、高齢の職員が持っていたその知識・技術・経験などを次の世代にいかにして引継ぎながらやっていくかということで、こういう制度化が図られたというところでございます。その中で出てきておりますので、年金等のお話もございましたが、そういう現場での生産年齢人口の減少というような課題にも対応するためというのは一つあると思います。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） はい、部長は全国的なマクロっていう話ですが、それはそれでその分析は全て否定するものでは当然ないんですけども、こういう内容をどう理解していくかっていうのになれば、それぞれね、いろいろあると思うんですよね。年金じゃないかとかね。今言ったように働き手確保とか、少子高齢化とか、様々出てくるんだろうと思いますね。

ただ、以前にこの新採用の部分なんかでも、やはりこれ何年ぐらい前かな、もう20年近く前だと思うんですけども。非常にその自治体の財政が厳しい時代にですね、やはりある村だったと思うんですが、村の職員の現職の人たちがやはり、給与を下げて若い人を採用しようというような流れもあったんですね。私はやっぱりこの若い人たちの採用、課長は継続してっていう話はしてましたけども、やっぱりトータル住民サービスとかね、課題とか、そういった取り組むニーズとか、それが多くなってくると思うんですが、やはりこの財政を考えたときには当然、この人件費の総額、そして定数、総定数といいますかね、定員といいますか、こういったものもしっかり管理していかないと、やはり固定費がどんどんどんどん上がってくる、若い人も採用出来ないという悪循環にね、逆になりかねないということも考えられるわけですね。

ですから、やはり特に気になるのは私はやっぱり、新採用の若い人たち、この1番申し訳ないですけども、この宮古においてもですね、安定した職場なんですね。そして給与水準もですね、比較的民間よりも、年齢にもよるかもしれませんが、比較的もう高い水準なんですね。やはりそういった安定した職場っていうものをどう確保するかっていう、若い人たちにね。やっぱりその部分が大丈夫なのかなっていう一つの心配をするんです。本当に今まで、退職者不補充という時代もあったと思うんですね。退職者が10人いてもですね補

充しないという考え方でやってきたのもあるんです。広域消防組合なんかもそうです。広域の消防もそうですね。退職者が1人だったら最低でも1人かもしれない。でも3人だったら2人にするとかですね、そういう影響がやっぱあった時代ある。ただ、それではやっぱり駄目だって、やっぱり年齢構成もですね、しっかりしなきゃなんないということで、一時期10年ぐらいですかね、定数を確保していくっていう、やっぱり年齢構成の問題もあったんです。だからそこら辺もやっぱり今回どうなるのかなっていうのは、非常に分析はされてると思うんです。そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○副委員長（鳥居晋君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい、委員長ご指摘、ご案内のとおり20年ぐらい前ですか、やはり財政というのもございます。当時は地方の一般財源というのが大分、地方交付税の削減等もございました厳しい時代で、様々、本当に当初予算を組むのも本当に大変な状況ということで、そういう人件費のほうにも影響が及び、結果、やはり先ほど年齢構成ピラミッドのお話もございましたが、やはりこの組織を安定的に新陳代謝を図りながら活力を持ってやっていく、若い職員も希望を持ってこうやっていくためには、やはりある程度継続的な雇用と仕事の見直しというか、そういうのも必要なだと思います。今、一方では業務のデジタル化というのでも取り組んでおりますが、その辺の今後の展開というのもあるかもしれませんが、様々そういうところをしながら新しい行政課題にも対応していかなければならないということでございます。

そうして最初の財政のお話とも関連いたしますが、やはりそういう人件費というのも、青天井で幾らでもということは当然無理なわけで、持続可能なためにはどのぐらいか、行政課題に対応するためにはどうか、その辺のバランスを考えてやっていかなければならないというところはあるかと思えます。先ほど言ったように、若い職員にはそういう技術等の継承をしていくという、その中で管理監督職の年齢も60歳で一旦終わらせるというようなところが出てきて、若い世代が次の管理監督職となっていく、管理監督職から降りながらも、そのノウハウを継承していくというようなところでございます。そういう人件費に関してもですね、考えてやっていかなければならないというところであります。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） なかなかちょっと、はい、わかりましたというような雰囲気の説明ではないんですけども、いずれそういった分析をしながらですね、やはりこれは国が決めたんでね、これならってですね、国にならってやっていくっていうことは、それはそれでやむを得ないのかなあというふうに思いますが、そういった心配、杞憂になればいいんですけども、分析しながら対応していく必要があるのかな。むしろ年齢の高い人たち、我々も、私もその年齢に域に達してきてますけども、若い人たちの重しになっちゃいけないということですね。だからそこ進むような環境というのはやっぱりつくっていかなくちゃなんないのかなというふうに思います。はい。終わります。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。

田中委員。

○20番（田中尚君） 具体的にはですね、議案の第11号、職員の給与に関する条例で今、若江部長のほうからも若干説明があったように私は受け止めておりますけれども、基本的には職員の給与は、考え方ですよ、全額交付税で補填されるというのが一般的な理解としてあるんですが、一方においては国の予算措置がなかなか厳しいというふうなお話もされたように聞きましたので、そこで伺いたいわけでありまして、いわゆる以前はですね、超過負担という用語がございました。本来の行政需要、その中で国が財政補填すべきものなんで

すけれども、そこを様々な理由をつけてですね、実際上の国が費用負担すべきものですね、結果的には地方自治体の財政負担になっているというのがずっとあった部分であります。

そこで参考までに伺いますが、この職員の給与費に関してはですね、当然交付税の算定対象になっておりますし、全額私は見られているものと理解してるんですが、私の考え方はですね、若干さっきの若江部長の答弁聞いておきますと、あれ違うのかなってちょっと思いがしちやったので、改めて確認の意味も含めてですね、現状あるいは実態等について、分かる範囲でご説明をいただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい、先ほどの説明の中で20年ほど前の地方一般財源総額のお話をしたわけでございます。そのときは地方交付税の削減等もあったわけでございます。そうしますと、一般財源が減ってくると、なかなか予算を組むの大変という状況でございました。現在はいろいろ地方一般財源の総額につきましては、地方6団体等も要望しており、毎年度交付税のほうも確保されているような状況でございます。先ほど交付税で人件費もという部分でございます。

交付税というのはどういうことかといえ、地方の行政サービス、標準団体であれば、このぐらいのサービスをというの、モデル的なものを試算して、それに基づいて標準的サービスを提供する場合は、このぐらいの一般財源必要ですよということに算定するわけでございます。ですから地方自治体、一市一市ではそれぞれサービス様々でございますんで、うちのほうできっちり比較して、これは超過負担がどうだというようなことではなくて、これはあくまでも算定はマクロ的に行われますんで、それを配分はミクロとして個別の市町村のほうに配分するというようなところでございまして、じゃあうちが今きっちりそれが超過負担かどうかというのはなかなか査定は難しく、様々、総合的にこれは見ていかなければならない。ですのでトータルで見れば、その20年前の大変厳しい状況から比較すれば、地方一般財源は当時と比較すれば確保はされていると、この先もそこは引き続き確保していただくようお願いはしてまいりたいと考えております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） そうしますと、今の考え方でいったときにですね、次に問題になるのが議案第13号、定数等条例との絡みも出てくるのかなという思いを私はしております。つまり、国が宮古市のような公共団体をモデルとみなして、基本的にそういう行政サービス、マクロ的にその言わば費用を抑えて、現在はほぼそれが満たされるような状況で。以前から見るとですね、改善されているということだったというふうに私は理解するんですが、そうした場合の職員のじゃあその数を、交付税の算定においてですね、どういうふうに国のほうは宮古市に関してはカウントするのかっていう、ちょっと疑問も出ております。

私的にはね。そうすると、やっぱり多分私の想像ですけども、生活保護の級地に見られるようにですね、宮古市も一定程度、産業あるいは人口等々でランクがあって、その場合には職員は何人が大体マックスというか、これで十分サービスが可能ですよっていう考え方を国はしていると思うんですよ。当然、その国が想定した職員掛ける給与、あるいは給与費総額っていう部分で、国がマクロ的な交付税の計算をしているというふうに私は考えているんですが、そうなったときのやっぱりキーポイントはですね、国が考えてる典型的な公共団体の職員数、これを宮古市が仮に上回っていたとするとですね、その分はいわゆるわかりやすく言いますと、宮古市の持ち出しになると。一般財源の範囲の中でやりくりをせざるを得ない。そういうふうな仕組みなのかなと思ってるんですが、そういう理解でよろしいかどうか、私の理解で。あるかないかも含めて。

○委員長（松本尚美君） はい、ちょっと関連になってしまっていますが。

若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） 交付税の中身の話にはなっておりますけれども、交付税というのは、そういう標準的なサービスを提供する場合はこうというようなところがございます。で、基準財政需要額、基準となる需要額と基準財政収入額ということで、不足する分を国税収入等の状況に応じにもよりますけれども、その差額を交付税として交付していただく、その部分とあとは収入においては、留保財源分というような考え方もございます。地方の一般財源として、それは裁量的に使えるという部分もございますから、そういうような部分もあわせて行政執行していくということにはなると思います。

そうしてその中でトータルでどうかというところは、政策的に例えばやればというところもあるかもしれないんですが、昔、交付税もですね、本当に20年前というか、昔は本当に個別に細かくすごく、今でも複雑なんです、複雑な計算でやっていたようなんですが、それは見直しと。交付税の算定の簡素化というか、そういうのも図られてるんで、そういう緻密な積み上げとも、見直されてきてるのでですね、なかなかその個別に出すというのは、なかなか難しいというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） いいですね。

はい、鳥居委員。

○11番（鳥居晋君） 1ページの2番の（2）の管理監督職上限年齢制の導入であります、これについてちょっと、確認っていうかお聞きしたいです。60歳に達した日以降、以後最初の4月までに非管理職に降格することなんですけれども、例えば今月12月に60歳になった部長さんがいたとする、そうすればその方は4月1日までの間にこの副主幹に降格することなんです。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 次年度の4月1日に降格すること、具体的には捉えていただければと思います。

○委員長（松本尚美君） いいですか。はい。あとないですね、はい。

それでは、議案第10号から13号を一括した質疑になりましたので、この質疑については終わりたいと思います。討論・採決につきましては、個別で行いますので、お願いします。

それでは、議案第10号、宮古市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、直ちにお諮りします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案可決すべきものと決定しました。

次に議案第11号、宮古市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第11号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例、に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第12号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第12号は原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号、宮古市職員の高齢者部分休業に関する条例、に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第13号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行います。

〔説明員入替え〕

付託事件審査（５） 宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例

付託事件審査（６） 宮古市情報公開・個人情報保護審査会条例

付託事件審査（７） 宮古市情報公開条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは、議案第15号から17号についても補足資料が提出されておりますので、説明を求めます。若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい、議案第15号、第16号及び第17号は、今般、個人情報保護制度の見直しが行われたことに伴いまして、必要な事項等を定めるため提案いたしました条例議案でございます。各条例議案をご審議いただく前に、本日提出いたしました資料により、個人情報保護制度の見直しの全体的な概要、並びに各条例の概要につきましてご説明させていただきます。説明につきましては、総務課長より行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。それでは引き続き、個人情報保護制度の見直しについての説明をさせていただきます。

補足資料の１ページをご覧ください。個人情報保護につきましては、これまで市条例により運用してきたところでございますが、令和５年４月１日からは、改正後の個人情報保護法の適用を受けるというものでございます。これまで法律といたしましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法、と３本の法律がありました。これが１本の法律に統合されるというものでございます。この統合後の法律には、全国の地方公共団体にも適用となる共通ルールが規定されております。本化された主な理由ですけれども、これまでは個人情報の保護を第１目的としていたものを、保護を図りつつ利活用も進めようとするもの

でございます。デジタル化が日々進展しているところです。保護と利活用のバランスを図ることが、主な狙いとなっているようでございます。

2ページをご覧ください。2、個人情報保護制度の見直しの背景等でございます。こちらでは国が示している背景・課題等を記載しているところでございます。デジタル化に伴いまして、社会情勢の変化が顕著でございます。まずはデータを利活用していこうとするもの、そのためには法整備をきちんと行っていかなければならないこと、あわせて個人情報保護制度を国際的な基準に適用させることが必要であるということが背景となっておりまして。個人情報をしっかりと保護しつつ、新たな産業を創出し、経済を活性化し、もって豊かな国民生活の実現を図るということで、平成27年に目的規定が改正されているものでございます。地方公共団体にも個人情報保護法を適用させるには、公的部門と民間部門で異なる運用を統一するためと説明されているところでございます。なお本市といたしましては、これまでどおり個人情報の保護を優先して運用してまいりたいと考えているところでございます。

3ページをご覧ください。個人情報保護法ですけれども、8章で構成されているところです。このうち第5章が行政機関の取扱い関係を規定しているものとなります。現行の市条例において、これらの内容はカバーされているものと捉えているところでございます。なお、民間部門に係る規定は、第4章に規定されているものでございます。

次に4ページをご覧ください。例規整備の対応についてでございますが、これまで個人情報保護条例による運用であったものが、矢印右側のように個人情報の保護に関する法律、これをメインとして運用されることとなります。個人情報保護法には、自治体に委任している事項がありますので、宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定いたします。これに伴い現行の個人情報保護条例は廃止いたします。個人情報保護条例の廃止により、現に設置している個人情報保護審査会の根拠が失効いたします。このため新たに審査会条例を制定いたします。この際、類似の機能を持つ情報公開審査会と統合したことから、宮古市情報公開・個人情報保護審査会条例として制定したいものでございます。もう一つが宮古市情報公開条例の一部改正となります。これは個人情報保護制度との整合を図るため、不開示情報の追加や、開示決定等の期限など見直しをしようとするものでございます。開示請求等の手続につきましても、自治体への委任事項となっておりますので、これは規則により制定してまいります。

5ページ目をご覧ください。条例案について具体的に順に説明いたします。初めに宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。本条例案は、個人情報の保護に関する法律の実施に関し必要な事項を定めるものでございます。主な条文になります。第3条です。個人情報ファイル取扱い事務台帳の整備について定めるものでございます。個人情報保護法では、1,000人以上の個人情報取扱い事務につき、登録対象としているところでございますが、市といたしましては1,000人未満であっても、個人情報取り扱い事務と明らかにするため、台帳として整備しようとするものでございます。第4条。こちらは開示決定等の期限を定めるものでございます。個人情報保護法では、開示請求があった日から30日以内に開示決定等しなければならない規定となっております。市といたしましては、現行の個人情報保護条例のとおり、15日以内に開示決定等をしようとするものでございます。なお日程の算定につきましては、個人情報保護法に合わせて、初日不算入とするものでございます。また実務上の課題として、大型連休の直前などに開示請求等があった場合に、実質的な事務処理日数を確保出来ないという事情がございました。これを鑑みまして、宮古市の休日に関する条例に規定する市の休日の日数を不算入とするものでございます。第6条の費用負担でございますが、現行の個人情報保護条例の

とおり、手数料を徴収しないこととし、文書等の写しに係る実費負担のみを徴収しようとするものでございます。第7条の行政機関等匿名加工情報の手数料につきましては、民間機関や学術機関への利用を想定しているところでございます。このため、こちらにつきましては手数料を徴収しようとするものでございます。なお、その手数料の額は政令に定める額と同額とするものでございます。第8条の審査会への諮問事項のうち、法第66条第1項とは、個人情報の安全管理措置を規定しているものでございます。市の機関における個人情報の取扱いに関する規定等とは、例えば戸籍事務手続のような内部的なルールを定めたものを指すものでございます。これらにつきましては、特に必要な場合につき審査会の意見を伺おうとしているものでございます。附則第2項は、現行の個人情報保護条例を廃止する旨を定めるものでございます。附則第3項から第10項までは、当該条例の廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

次に6ページをご覧ください。宮古市情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。本条例案は、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合しようとするものでございます。第2条ですが、審査会の所掌事項を定めるものでございます。所掌事項は、開示決定等に係る審査請求について調査審議すること、また先ほど、施行条例第8条でご説明しました個人情報の安全管理措置や、個人情報の取扱いに関する規定等の適正な取扱いについて調査・審議することでございます。第3条から第6条までは、審査会の委員の数、任期、守秘義務、会議の運営等を定めるものでございます。第7条から第9条までは、調査審議の手続、調査権限等を定めるものでございます。第10条は、調査審議の手続を非公開とするものでございます。第13条は、委員が守秘義務違反をした場合の罰則を定めるものでございます。

次に、宮古市情報公開条例の一部改正についてご説明いたします。本条例案は個人情報保護制度の見直しに伴い、当該制度との整合を図るため、必要な改正をしようとするものでございます。第5条は、不開示情報を追加するものでございます。行政機関等匿名加工情報は、個人情報保護法において、有料で提供できる仕組みとして整備されたものでありますことから、情報公開制度により提供されることがないよう対象外とするものでございます。また、行政機関等匿名加工情報を作成するために削除した個人情報等も不開示情報とするものでございます。第9条の開示決定等の期限は、個人情報保護制度との整合を図るため、開示決定等の期限を初日不算入とするとともに、休日を算入しないものとするものでございます。附則第2項は、改正条例の施行日前に開示請求されたものは、改正前の規定を適用する旨を定めるものでございます。

以上が個人情報保護制度の見直しに伴い提案する3条例案の概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（松本尚美君） はい。説明が終わりました。

先ほどの取り扱いもそうでしたけれども、議案第15号から17号についても、今、包括的に説明がありましたので、これらは関連しております条例であることから、質疑を一括して行い、そしてその後に討論採決を個別に行いたいと思いますがいかがでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） はい。それでは一括質疑、個別採決で進めたいと思います。質疑のある方、挙手願います。

田中委員。

○20番（田中尚君） 冒頭にですね、一番最初の資料説明の折にこういうふうな表現をなさいました。これは国の考え方を説明している部分でもあるんですが、従来の個人情報保護を守りつつ利活用を図るのが目的だと

いうふうにおっしゃいました。そこでそういうものを一方で目的として説明しながらですね、個人情報いわゆる保護・監視する機関として、個人情報保護委員会を設置するという説明をいただいたわけですが、従来はこういうふうな機能を果たしているのが後段の部分で説明をいただいたですね、機関がそうなのかなという理解をしておりますが、今回、個人情報保護委員会というものはですね、来年度以降新しく設置をするというふうに私は受け止めたんですが、そういう理解でよろしいのかどうか確認です。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、説明のところでもあったかと思いますが、現行の審査会の中で、情報公開、失礼しました、すいません、個人情報公開審査会でございます。これがでございます。情報公開審査会と統合して、審査機能を維持していこうとするものでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） つまり一本化するというふうなことであります。そこで、そこはそういう考え方で理解をしたいわけですが、問題は匿名加工情報の言わば手数料等ですね、何か徴収するというふうな文言がありました。これは冒頭で説明をいただきましたですね個人情報、デジタル化に伴いまして利活用を図る、一つの整備というふうに私は理解するんですが、現時点でこの匿名加工情報の宮古市の場合ですね、これを言わば利用した実績がどの程度あったのかなあというのをですね、ちょっと今回説明をいただきまして、ちょっとそこをもし把握されてるのであれば、参考までに実態という点で把握したいと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。これまで宮古市で運用された実績はございません。はい。全国的に見ても、こういった匿名加工情報を導入している自治体、現在で9団体あるということで捉えておりました。実際に運用されているのは1団体のみということで情報を得ております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） まず最初にお伺いをしたいのはですね、説明資料の5ページにですね、宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要（2）条文の主な構成というのがあります。ちょっと私がまず最初に理解が出来なかったのは、この個人情報ファイルこれはどういうものかですね。今までは個人情報取扱の登録みたいなのがね、あったわけですが、中身を見ると1,000人以上の個人情報取扱う事務につき登録対象としている、1,000人未満の個人情報ファイルも今回登録をしようという、そういう説明があるんですが。ちょっとこの意味が、少し私はよく理解が出来ないでございましたので、ちょっとご説明をいただければなというふうに。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、個人情報ファイルでございますけれども、名前のとおり個人情報の集合体、集合物という形になろうかと思います。行政文書の中には単発的に個人情報が記録されているものや、個人情報ファイルとして取扱わないもの等もありますが、個人情報ファイルに記録されている項目としましては、氏名、生年月日、そういったものがファイルとなって参るかと思います。これらの個人情報ファイルにつきましては、これらですね、個人情報ファイルとは、そういった形のものになります。はい。

○委員長（松本尚美君） ちょっとすいません。全然わかんないんですよ。はい、盛合総務課長。

失礼しました、吉濱行政係長。

○行政係長（吉濱賢寿） はい、総務課行政係長の吉浜でございます。私のほうから補足で説明させていただきます。

今、現在の条例で扱っている登録簿というものは、事務の属性で個人情報を扱っていれば、どういう事務を扱っているかというところで、登録簿で整理しているところでございます。新しい制度、個人情報保護法でいう個人情報ファイルというものは2種類ございまして、データで管理しているもの、システムでいろいろ管理してるものもございますけれども、データで管理しているファイル、合わせて二つ目といたしまして、紙ファイルで台帳のような形でファイルしているようなもの、電子と紙いずれも個人情報ファイルということで、個人情報の集まりというような意味合いでございます。それが1,000人以上であれば必ず登録しなさいよということで個人情報保護法は定めているところでございますけれども、宮古市といたしましては、1,000人以上だけではなくて、これまでどおり個人情報を扱うようなものであれば、どのようなものを扱っているかというのを明らかにするため、引き続き条例で定めて運用をしていこうという趣旨でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） はい。今、吉濱課長のほうから、そうするとこの1,000人未満の個人情報ファイルもと、これは独自の言わば市として独自に今度の条例に盛り込んだものと、こういう理解をしてよろしいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 吉濱行政係長。

○行政係長（吉濱賢寿） はい。そのとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） なかなかあの、この条例を読み解くのは、非常にこれ難解なので、もし私が言っている意味がですね、ちょっと誤解をしている部分等が、そこは解釈が違うという部分があるかもしれません。そこはお許しをいただきたいというふうに思っております。

いずれ今回の宮古市個人情報保護条例の改正というのは、冒頭説明があったように国でここは全部ルールを共通化しようということ、各自治体が定めていた個人保護条例を、本年度中にそういう国のルールに基づいてやろうというものです。したがってかなり従来は、それぞれの地方自治体の判断で、個人情報保護ルールを決めてきた部分もあるわけですが、しかしそれが国の共通ルールによって、言わば前の議会等でも様々、この個人保護条例も議論させていただきましたけども、個人情報という観点で後退をしてくる部分もあるんじゃないか、こういう懸念がされるわけで、私もそう思っている部分もあります。

それはそれとして、具体的に少しお伺いをしていきたいと、ここはどうなるんだというところです。まず最初にお伺いをしたいのは、市では今、この個人情報保護審査会等々が設けているわけですね。で、この役割がどう変わってくるのか。これは基本的には国の審査会に原則的には一任をされていって、個別の地域の状況によっては、ここでね、言わば諮問をすることができるという形で、新しい条例化になっている。よく私わからないんですが、そういった意味ではどういうふうに仕組みが変わって、宮古市で今度置くその審査会というのは、その運用がどう変わってくるのかがね、よくわからない。この部分がもし説明できるのであれば、説明をしていただきたいなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 吉濱係長。

○行政係長（吉濱賢寿） はい、個人情報保護審査会がどう変わるかというところでございますけれども、現在の審査会においても条例の運用に関して意見を述べるという形にはなっておりますけれども、これまで施行以降、審査会に運用についてお伺いを立てたことはございません。審査会に実績があるのは、不服審査請求に対する諮問、個人情報保護に関しては過去に2件のみ、合併以降ですけれども2件のみという形に

なっております。解釈運用につきましては、これまで市の条例でやってきたところでございますけれども、今回の法改正に伴いまして先ほど出てきた個人情報保護委員会、こちらが全て解釈権限を持つというような形になっております。なので現在、個人情報保護法の定める範囲内でまずは運用していく。で、何かここはどう運用すればいいのかという部分であれば、個人情報保護委員会のほうに助言を求めるというような運用になってまいります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 少しちょっと論点がずれるかもしれませんが、いずれ個人情報保護法の言わば諮問等、具体的な部分ね、不服申立て等の部分はあったにしても、実績では今まで条例はあるがありませんでしたよという係長の話。しかしこれは今も、常設されているんですよね、設置をするですから。したがって弁護士さん等々だと思うんですが、専門的な知識・見地を持った方々が委員に入っている、こう理解をするわけです。

ちょっと私が思っているのは、当然、国の統一ルールとはいえ宮古市の様々これからその実績があったかどうかは別にして、こういうふうに個人情報審査会等々がね、役割が変わっていくということについて、今の審査会の方々、こういった方々の意見を聞く、あるいはというようなことはね、どうやったんだろうかっていうふと思うわけですが、それは国で定めた考え方だから、それでよしとするのか。あるいは役割・運用が変わることによって支障が出るのか出ないのか。市民の立場から言ってどうなのかということも含めて、少し条例についてはね、運用についてはこうしたほうがいいんじゃないだろうかという、そういう意見を聞く場面、これはあったのかなかったのか、設けてきたのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい。これまで条例に関しての部分は、先ほど係長の説明にあったように、そこに関してはなかったわけでございます。

そして今般、法が制定されて施行条例というものを上程させていただいております。これらが議決いただきました後に、改めてこの新しい委員会のほうの委員の選任等の手続を進めてまいりますので、その際は説明をしながら、ご意見等いただく場合もあるかもしれませんが、この委員会においては、新しい施行条例等の運用について、何かしら、あるかどうかでその問題点等が見つかる場合がもしかすればあるかもしれません。そういうような場合はですね、市に対して審査会から意見を出してもらうようなところは、これは担保していけるのではないかとこのふうには想定しているところでございます。

あと委員に関しては、先ほど竹花委員さんからご案内ありましたように専門的な方々を、現在の条例に基づいた委員会の委員に任命しているところでございますから、新しい制度においてもそういう方向かなというふうには想定しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） できれば私は、そういった事前に専門的な見地を持った方々から、こういう条例内容を提案をしようとしているんだけどご意見をね、どうかという場面があってもよかったんじゃないかなと、こういうふうにしての質問だった。ぜひここは同じメンバーで多分構成をされていくんだろうというふうに思っていますので、そういったご意見があるとすれば、そこはねしっかりと受け止めて、これからやっていただきたいということは申し上げておきたいと。

そこで具体的にちょっと私が懸念をしている点について、幾つか、ここはどうなるのというところをお聞きをしたいというふうに思います。実は現在の宮古市個人情報保護条例、ちょっと私もずらっと目を通してきま

した。実は今度の条例の中でちょっと私は見つけられなかったわけですが、これまでそれぞれの宮古市もそうですし、全国的な地方自治体でもそうだというふうに思いますが、言わばその個人情報の取扱いをめぐるのはですね、例えば人権とか信条とか病歴など、こうした不当な差別につながるような問題、あるいは偏見が生ずる可能性がある情報の取扱いについては、これは制限をしてきたわけですね。例えば、宮古市の今の個人情報保護条例でいくと、第4条の中で収集の制限というのがあって、思想信条、信教に関する個人情報、社会的差別の原因となる恐れのある個人情報、これは収集してはならない。ただ本人の同意等がある場合はまた別です。基本的にはこういった原則を設けて、社会的差別とか、あるいはまさに不当な、この個人情報が漏れてはですね、そういった問題が生じる可能性に一定程度制限をかけてきたわけです。

しかし、この間の法改正等々見れば、こういった配慮を必要とする方々の個人情報の取扱いについては、ちょっと調べてみると、2021年度の法改正でこういった要配慮個人情報として定義をするという形をしながら、これについては規定をする必要はないよってみたいだね、そういった形が国で示しているというふうにも、ちょっと読み取れたわけです。しかし問題は私が言いたいのは、こうした行政機関内部での情報の漏えい等々も含めて、やっぱり防止策も含めて、きちっとやっぱここをやっておく必要があるんじゃないか、こういうふうに思うわけです。

したがってまず先にお聞きをしたいのは、今宮古市が設けているこうした配慮を必要とする、差別とか偏見とかにつながっていく可能性がある、配慮が必要とする情報等についての取扱いは、今度の新しい条例ではどうなるのかという点。この防止策というのはどういうふうになるのかという点をですね、お聞かせをいただきたいなど。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、今回の条例におきまして、例えば先ほども委員からお話があった血縁等、社会的な問題とか血縁等の問題等があります。こういった部分について明記して、規定しないこととしているところでございます。具体的に、まず宮古市においてそういった事例がないという状況があったことに基づいております。今後、性の多様性の問題ですとか、それらLGBTの明確な範囲・定義というものが規定されてくれば、当然検討が必要になるというふうに考えております。そういった要配慮の個人情報、これにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 今、盛合課長がおっしゃったように、事例がないからなくてもいいんだと、こういう問題では私はないんだと思うんですね。したがって、先ほど言ったように仮にそういった差別とか偏見とか配慮すべき個人情報、ここはやっぱり、しっかり本来規定できるのであれば規定をする。ただ国のほうはね、ここは条例で特に規定する必要はないんじゃないですかと、こういう指摘をしているようなので、したがってちょっと私は国のね、そういった方針はよく理解が出来ないわけ。ただ、ここは間違いなく従来の地方自治体がつくってきた個人情報保護から後退をした部分なわけですね。しっかりと地方自治体が、ここはやっぱりね、原則的には本人の同意等がない場合については、公開してはならないというふうに定めてきたものですから、これがなくなるということは、やっぱり現実に今まで事例があったかどうかは別にして、これからも当然これは起き得る要素なわけです。

しかも盛合課長、いみじくもちょっと私も聞こうと思います。LGBTについては、宮古市はこれからパートナーシップ制度を導入しようと、導入をすると、先般そういう議会で市長答弁がありました。したがってそ

の点も含めてね、言わばこれからそういった部分があれば、規定をするというのであればね、私はぜひしっかりとこの社会的配慮を必要とする部分等については規定をしてほしいと思うわけ。もし国のほうで規定は駄目だということであれば、じゃあそこそこを情報が漏れた場合を防ぐための措置はどうするのかというところを考えていかないと、様々な問題になる。そのことに対してさっき言ったように、逆に不服申し立て、あるいは様々このことに対してはもう審査会にやってもね、それは国のほうで一元的にやる、こういうことになっていくので、非常にこう市民にとってはなかなかね、この申し立て含めて非常にやっぱりえんずいところが出てくるわけです。改めて少しその点ね、今後検討するということがあったんですけども、そういう理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 吉濱行政係長。

○行政係長（吉濱賢寿） はい、まず法の考えといたしましては、この要配慮個人情報と言われるものにつきましては、条例では規定出来ないというようになっております。これにつきまして要配慮個人情報、例えば障害者の情報であるとか、DVに係る情報等いろいろございますけれども、これらの収集を一律に禁止することは非現実的であるというようなのが国の考えでございます。

確かに我々も通常の事務を行うに当たって、このような情報がなければ支援も出来ないというような状況が生まれますので、支援に必要な範囲内でこの情報は収集することができると、今の条例では収集出来ないような規定ぶりとなっておりますけれども、このような事情で収集はまずできる。ただし法令の範囲内、事務の範囲内というような条件付でございます。

それでこの得た情報をどう管理していくかという部分でございますけれども、法令のほうでは保有の制限であったり、不適正な利用の禁止であったり、適正な取得、これらの規定、安全管理措置に係る規定が定められておりますので、これを遵守することにより、我々が得たそれらの要配慮個人情報につきましては、厳重に管理していくという運用で考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） なるほど今、吉濱課長おっしゃったように、支援に関してのやっぱり情報は当然必要だと。今まではそういったものは収集出来なかったけれども、保健的な様々な施策に関しては、そういったある程度の情報収集は必要ですよ。したがってそういうところも含めて、言わば現実的な対応も含めて、そのところについては国とすればね、そういう対応も含めてそこについては規定が出来ないという形にしたと、ここは一定程度理解はね、あとはそれじゃそのところのしっかり管理をどうしていくのだという部分については、今の様々国の規定あるいは今回の条例等の中でのところは十分対処できるというお考えですか。

そうすると言わばさっきも言ったように、ここについての特に管理監督に関する規定については、現時点では規定というか、新たなそういった防止対策等々含めて、規定をする必要はないのだという考えだなというふうに理解をしいいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 吉濱行政係長。

○行政係長（吉濱賢寿） はい。個人情報保護法に管理に関する規制が定められていると判断しておりますので、条例に改めて規定することなく法令を運用によって十分に管理していきたいという考えでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） はい。次の課題に移りたいというふうに思います。

言わば行政機関等匿名加工情報ということで、従来の匿名加工等々含めてそういう文言整理を行って、問題

は個人が特定出来ないように加工すればオーケーだという格好。しかし、これ今回は冒頭あったように、言わばこのデータを様々、民間活力、産業等々含めてですね、経済の問題に活用できるような形で、大幅にここは規制緩和がされたというふうに思うわけです。ここの考え方、手数料等々も含めて絡んでくるわけですが、ここが従来に比べてどういうふうな形に運用されていくのかというところを、まず簡単にですねご説明をいただければ助かります。

○委員長（松本尚美君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい。行政機関等匿名情報に関しましてはですね、当分の間は、都道府県・指定都市に適用ということになります。したがって宮古市一般市でございますが、当分の間は、その必須ということでございません。当市におきましてはですね、当分の間、これらの都道府県・指定都市の実施状況も見ながらですね、運用については研究していきたいというふうに考えております。

あと、この匿名加工情報の活用というのはこのデジタル化、グローバル化の流れの中で、そういう情報を、ビッグデータを活用した企業活動というのが大分大手の企業、国際的な大手の企業で活発になってるということもあって、日本としても国としても、国際的な調和、あるいはそういう産業への対応ということもあって、一律に法令のほうでもですね、対応していかなければならないという流れがあって、こういう制度になってきたというふうに捉えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） はい、わかりました。当自治体では、ここのところは適用されることは、現時点ということなんだろうと。これから若江部長おっしゃったように、都道府県・政令都市だけが今回は適用されるけれども、それ以外の地方自治体としては適用されることがない。

ただこれは規制緩和が進めば進むほど、今後、市町村段階まで広がるということは十分想定がされるというふうに思うんですね。そこでちなみに参考までにお聞かせをいただきたいのは、宮古市ではこれ適用されないわけですが、当然こういった匿名加工情報をやる場合については、当然これ申請があるんですね。私はそういういったちょっと申請があって自治体がオーケーだと、そういう形になってくるんだろうなというふうに思いますが、そういった場合の審査における一定の基準というか考え方というのは、今度の条例等でも設けられているものなんですか。そこら辺の運用はどうなっていくものなんですか。ちょっとそこら辺を、扱いを分かるようにお聞きをしたい。

○委員長（松本尚美君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい、このような場合のその保護基準というか、そこは法令のほうで定められているというところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 現実には適用されないで余り深くは議論しません。そうすると国のほうで一定程度この審査基準みたいなものが設けられている。それに基づいて、この基準になんていうの、適してるっちゃうか、その基準に合ってれば、ここは匿名加工情報と個人情報とね、言わば提供していいよと、こういう考え方になるのだというふうに理解しましたが、そういう理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい、そのような考え方でございますが、実態とすれば先ほど総務課長が申し上げたようにですね、なかなかその保護基準が高いということもあって、実際、実例としては1団体というような

説明があったんですが、なかなか保護基準が高いということは、そのための加工のコストもかかるということで、なかなか情報系の企業でも、なかなか対応をしにくいというか、そういうところはあるようでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） もちろんね、使う側にすればどんどんどん規制を緩くして民間活用ができるように、当然それはね。ただ一方ではやっぱり、行政側、自治体側は、国も含めてどこまで個人情報です、開示をするのが妥当なのか。ここのせめぎ合いなわけですね。そのせめぎ合いの結果として、今回はかなりその部分が、従来駄目だよ、基本的に駄目だよというのが、開示が出来て、そういう一定の規制緩和、それを、産業活動・経済活動に使えるようにですね、そういった流れの中での今回の法改正なわけですね。

いずれ大体私が議論をしたい点については以上です。ただ、問題はやっぱり、どんどんそういった個人情報、従来やっぱり保護という立場が大きく変わることになる節目を迎えているという点はやっぱり、そういった意味からすれば、やっぱり審査会の役割等々も大きな役割を持ってくるんだらうというふうに思いますので、その点についてはぜひ新たな条例のもとで設置をされてくる審査会の皆さんとの意見交換をですね、私は十分にさせていただきながら、どういう点を宮古市として個人情報保護という観点からすれば留意べきなのかというところは、しっかりと議論をしていただくようお願いをして、終わりたいというふうに思います。終わります。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。ないようであれば私も。委員長。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 5ページの、先ほど竹花委員もちょっと触れたんですけども、ちょっと私もまだ理解出来ないんですけども、この登録ということですね、登録ファイルを登録する。宮古市の場合は1,000人未満でも個人情報ファイルとして登録する。これ登録っていう意味は、どこにどう、どう扱うことが登録なんですか、ちょっと説明をまず聞きたいと思います。

○副委員長（鳥居晋君） 係長。

○行政係長（吉濱賢寿） はい、登録につきましては総務課、個人情報保護制度を主管する総務課のほうで、各課のほうにどのような個人情報を扱っているか照会をかけた上で、それを取りまとめたものを、今であればそれぞれの事務ごとにどのような個人情報、どういった内容の個人情報取り扱っているかというものを全て総務課のほうで取りまとめて、電子ファイル、紙ファイルそれぞれで整理しております。これにつきましては、整理したものにつきましては、閲覧できるというような内容となつてございますので、整備後は総務課の窓口に行わしていただければ、このような情報を取り扱っていますよというような形で登録している、どのような事務を扱っているかというような内容をお見せすることができるというような内容でございます。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） そうすると登録っていうのは、主管する総務課にそれぞれの課なりが扱ってる個人情報はこういうものがありますよ、データベースと紙ベースでありますよというのを登録する、届けるということ。管理、最終的に全体管理は総務課がやるという意味合いでの登録という意味ですか。

○行政係長（吉濱賢寿） はい、その通りでございます。

○19番（松本尚美君） どっかこう、第三者とかどっか私はチェック機関があつて、何かこうそういう意味で登録するのかなっていう意味で理解すればいいのかなと思ったんですが、登録という意味がちょっとわかんなかったんで。

○副委員長（鳥居晋君） 係長。

○行政係長（吉濱賢寿） 第三者機関ではなくて、あくまでも行政事務でございますので、どのような事務の中で個人情報取り扱っているかという部分を総務課のほうで把握した上で、それを一つのものにまとめて管理するというようなものになります。また新しい法令とかが出来て、新たな個人情報を取り扱うような場合があれば、それを届出というような形で総務課のほうに速やかに提出する。また反対に廃止した法令とかがあれば、取り扱わなかったものについては順次廃止していくというような形で運用していくものでございます。

○19番（松本尚美君） はい、わかりました。総務課にこのファイル、どういう個人情報をね、あるかというものを当然持ち寄ってですね、そして全体的に管理していくっていうのはわかりましたんで、先ほどちょっと竹花委員のやりとりの中でこの漏えいっていう部分ですね。それは強化されるのかなっていう部分で理解したいんですが、それは今度この条例の中では表現はないんだろうな、運用の面であるのかなっていうふうに思うんですけども、その強化、この漏えいに対する従前よりもですね、強化っていう部分は何かあるんですか。防止っていいですかね。

○副委員長（鳥居晋君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） 今回の個人情報保護法の適用についてですね、保護レベルが低下していないかという観点で申し上げれば、個人情報保護法と現在の条例の条文を比較した場合には規定ぶりが異なる部分がございますけれども、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、あるいは不適正利用の禁止、安全管理措置、利用提供の制限などの規定がございますので、また、訂正請求権あるいは利用停止請求権なども担保されていることから、低下はないというふうに認識しております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） なるほど。変化はそんなにないんだということですね。はい、わかりました。で、釜石さんが結構今ね、個人情報の取扱い、これは取扱い運用、内部のですね問題だということではあるんですけども、従前のこの宮古市、まあ今度の条例は国の一本化も含めてですね、そういった取扱い運用、そういったものがどうなるのかなという前提でちょっと聞いたら、余り変わりはないんだよということなんですが、運用の面でこの釜石さんをやはり参考についでいうわけにいかないかもしれませんが、やっぱりこういった漏えい防止ですか、対策、そういったものが強化されるのかなっていうのも、つながりで聞きたかったんですが。そうでないっていう話なんです、そこはどうですかね。

○副委員長（鳥居晋君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） ちょっと県内の事例が出ましたけれども、当市の取組とすれば情報セキュリティポリシーというのでも定めておまして、もちろん業務以外には使えませんし、当然、そういう基本的な事項を定めるとともに、あとはハード的な面におきましても、このシステムの部屋にはですね、限られたものしか入ることが出来ない。あるいはそのシステムにおいても、その業務に関してアクセス権、これを制御しております。このシステムのここの部分に入ることができるのは、この業務を担うこの職員というようなことでですね、アクセス権というのをも制御して、その情報管理に努めていると。漏えい等の防止にも努めているというところでございます。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） はい、セキュリティを当然、宮古市も当然万全を期していると思うんですが、シンプルに釜石さんのような案件は発生しないということでもいいですか。

○副委員長（鳥居晋君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） 先ほど申し上げたとおり、例えばこの業務に関してのアクセス権はこの方ということになっておりますから、きちんと法令なりセキュリティポリシー等を遵守していれば、発生しないというふうに考えております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 遵守してればというのが前提ですので、それはそれでやむを得ないかなと、その範囲かなというふうに思いますが、理解をいたしました。

それからもう1点は、この個人情報の保護の部分ですね。保護の部分が、なかなかこの実態、市民生活っていうのかな、町内会・自治会もそうなんですけれども、これがどんどんどんどん規制が厳しくなる、個人情報保護っていう部分でね。そうすると、この地域の情報共有とかですね、そういった部分、これがどんどんどんどん弱くなってきている。

例を挙げていくと、敬老会等々ですね、そういった高齢の方々、また今そういった方、町内にいる方が回ってみても、1日、2日じゃいいんですけれども、1週間10日とかですね、そういった長期間在宅してないとかですね、そういった部分がなかなかどこを頼りにして情報を集めてですね、収集して対応するかっていうのも悩みなんですね。

個人的には、ちょっと私も経験があるんですけれども、これがやっぱハードルが高くてですね、もうまず問い合わせれば、一切教えられませんっていうことなんですね。これはこれでやむを得ないんですけども、なかなかこう厳しいなという状況なんです。本人の同意があればね、ということなんです、同意をとれるタイミングっていうのが、この個人情報を扱う前段で、早い段階であってですね、住民登録とかですね、そういった段階であればいいんですけども、その情報をもとにしてどこにいるかを探したいって言った場合もですね、そこから個人の連絡がつかないわけですね。だから提供のしようがないっていう非常に厳しい状況なんですね。だから、個人情報の保護は大事だと思うんです、しかし一方でですね、地域地域のコミュニティーの中での情報共有という部分は要支援についてはね、一定の方だけには情報が来ますね。でもその扱いをどうするかっていうのは非常に悩みなんです。これをもうちょっと広くですね共有して、じゃあ対応するかっていう時に、その情報をどう扱うかっていうのも悩みなんですね。こういったものもね、私はやっぱり一方であるんだというふうに思うんです。敬老会を開催する、もしくは今、敬老会はコロナ禍でやれないんですけども、お祝い品を配布しようという情報ですね、対象者とかですね、そういった情報ないとですね厳しい面もあるんです。そうすると万が一にもですね、まあちょっと細くなって申し訳ないんですけども、私んところに来なかったっていう、同じ町内会費でね、会員なのに対象外だと、省かれたっていう誤解を与えかねないんですね。だからその辺はどう整合性を保つかっていうこともですね、これからというか今までも課題だと思うんですけども、そういった部分はどのように今、評価、分析っていうかな、うん、されてますか。条例とちょっとね、関連するっていう話になっちゃうんですが。

○副委員長（鳥居晋君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、今松本委員がおっしゃられたところは、宮古市だけでなく全国的な課題であるものと捉えておりました。今時点では、保護法の規定に基づいて各自治体で判断していただきたいというような取扱いになっていると捉えております。冒頭で申しましたとおり個人情報保護委員会、この委員会が全国的な統一的な解釈を示してくれるものと思っておりました。今後そういった情報があれば、逐一对応してまいりたい

いと思います。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） はい。厳格にですねこれを適用というか、するとなれば民生委員さんもですね、厳格に当然この守秘義務というのがあってですね、データも聞けば教えられないっていう話になっちゃうんですね。そうすると、じゃあ地域で見守りっていう部分をどうするのかっていうのも課題になっているのが現実だろうというふうに思うんですね。だからそこをぜひ無視するわけには当然ね、いかないんですけども、可能な限りとしか言いようがないんですけども、これは大いに検討を進めていかないと、ますますこのコミュニティーが成り立たなくなるっていうことですね。最後は意見になりました。終わります。

○委員長（松本尚美君） はい。あとございませんか。ないようですので、一括質疑については終わりたいと思います。

それでは、個別に討論を行いたいと思います。

議案第15号、宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例、に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第15号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第15号は原案可決すべきものと決定しました。

次に議案第16号、宮古市情報公開個人情報保護審査会条例、に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第16号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第16号は原案可決すべきものと決定しました。

次に議案第17号、宮古市情報公開条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第17号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第17号は原案可決すべきものと決定しました。

あとお昼まで10分程度ですが、引き続き審査をしたいと思いますので説明員の入替えを行います。

〔説明員の入替え〕

付託事件審査（8） あらたに生じた土地の確認について

○委員長（松本尚美君） それでは議案第21号、あらたに生じた土地の確認について、を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

議案第21号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので直ちにお諮りします。

議案第21号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第21号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（9） 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に議案第22号、字の区域の変更について、を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第22号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので直ちにお諮りします。

議案第22号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第22号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（10） 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に議案第23号、字の区域の変更について、を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようですので質疑を終わります。

議案第23号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので直ちにお諮りします。

議案第23号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第23号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退席を願います。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。12月22日の本会議における議案第10号から議案第13号、議案第15号から議案第17号及び議案第21号から議案第23号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

本日予定していた案件は以上となります。その他、皆さんからは何かありますでしょうか。

私からはありますが、いいですか。時間がもう間もなくお昼となりますけれども、先日、まちひとしごと創生総合戦略評価及び検証への総務常任委員会所管分の検討についてであります。時間がもう間もなくお昼なんです、このままっていうわけにもいけないと思います。午後1時からということでもよろしいでしょうか。はい、わかりました。それでは午後1時再開いたします。昼食のため休憩いたします。

〔付託事件審査分 終了〕

〔その他・協議部分 割愛〕

午後2時31分 閉会

○

総務常任委員長 松 本 尚 美

